

# 公益社団法人調布市体育協会役員の報酬及び費用弁償に関する規則

平成 23 年 7 月 15 日

体育協会規則第 2 号

改正 平成 25 年 2 月 28 日規則第 1 号 平成 28 年 3 月 18 日規則第 1 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人調布市体育協会定款（以下「定款」という。）第 28 条の規定により、公益社団法人調布市体育協会（以下「体育協会」という。）の役員の報酬及び費用に関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 理事のうち体育協会を勤務場所とし、週 3 日以上勤務に従事する者をいう
- (3) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 13 号に規定する報酬をいう。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

## (報酬の支給)

第 3 条 役員には、職務遂行の対価として予算の範囲内で報酬を支給することができる。その額は、常勤役員は別表第 1、非常勤役員は別表第 2 に定めるところによる。

2 常勤役員には、報酬のほか通勤手当及び期末手当を支給する。

3 前 2 項に定める報酬、通勤手当及び期末手当は、体育協会職員の身分を有する者及び調布市職員の身分を有する者には支給しない。

## (報酬の支給方法)

第 4 条 常勤役員には、その職に就いた当月分から報酬を支給する。

2 常勤役員が、任期満了、辞職、解任又は体育協会の解散によりその職を

離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、常勤役員となった日、又は辞職した日が月の途中であった場合は、在職日数で日割計算する。

4 非常勤役員には、月の初日からその月の末日までの間における会議等への出席により計算した総額を翌月に支給する。

5 報酬の支給方法は口座振込とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は、毎月20日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前のその日に最も近い休日等でない日を支給日とする。

2 常勤役員が疾病等の理由により、連続して90日以上休んだ場合の報酬は無給とする。

(通勤手当の支給)

第6条 通勤手当は、最も安価な交通費相当額を、年2回報酬に併せて支給する。

2 常勤役員が休暇、疾病等の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかったときは、その月の通勤手当は支給しない。

(期末手当の支給)

第7条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれ基準日から起算して、30日を超えない範囲内において会長が定める日に支給する。

2 期末手当の額は、別表第1に定める年間支給限度額の範囲内とし、3月にあつては100分の25、6月にあつては100分の225、12月にあつては100分の230を上限とした範囲内で、会長が定めた率を月額報酬に乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給割合は、3月1日及び6月1日を基準日とするものについては基準日前3月間、12月1日を基準日とするものについては基準日前6月間における、その者の在職期間に応じ、前項の規定により計算して得た額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、報酬が無

給の期間は在職期間に含まない。

(1) 3月1日及び6月1日を基準日とする期末手当

ア 在職期間が3月の者 100分の100

イ 在職期間が2月の者 100分の60

ウ 在職期間が1月の者 100分の30

(2) 12月1日を基準日とする期末手当

ア 在職期間が6月の者 100分の100

イ 在職期間が3月以上6月未満の者 100分の60

ウ 在職期間が3月未満の者 100分の30

4 前項の在職期間は、暦の月に従い計算し、1月未満の端数は1月とする。

5 第1項の規定による期末手当の支給方法は、口座振込による。

(費用弁償及び支給日)

第8条 役員が職務のため旅行したときは、順路により費用弁償として、旅費等の経費を支給する。ただし、体育協会職員の身分を有する者には支給しない。

2 前項の旅費等の経費は、交通費、宿泊料、食事料及び旅行雑費とし、その額は、国内出張にあつては別表第3に、国外出張にあつては別表第4に定めるところによる。

3 前項に規定する費用弁償としての旅費等の経費は、報酬の支給方法に準じて支給する。

(公表)

第9条 この規則をもって、公益法人認定法第5条第13号に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規則の改正は、総会の決議をもって行うものとする。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年2月28日規則第1号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公益社団法人調布市体育協会役員の報酬及び費用弁償に関する規則の規定は、平成25年度分以後に係るものから適用する。

### 附 則（平成28年3月18日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

### 常勤役員の報酬等

区 分	金 額
報酬	月額 320,000円
期末手当	年額 1,000,000円以内

## 別表第2（第3条関係）

### 非常勤役員の報酬

区 分	金 額	
会長	日額 3,000円	
副会長		
理事		
監事	会計監査に関する業務	日額 12,000円
	会計監査以外の業務	日額 3,000円

別表第3（第8条関係）

国内出張の旅費

区 分	支給額
交通費	実費額
宿泊料（1夜につき）	13,000円を上限とした実費額
食料（1夜につき）	1,600円

備考

- 1 交通費において、船舶を利用した場合の旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下「運賃」という。）の等級を1階級以上に区分する場合は、最下級の運賃（最下級を更に2階級以上に区分する場合は、同一階級内の最下級の運賃）とする。
- 2 交通費において、航空機を利用した場合の運賃に等級が設けられている場合は、次の各号に掲げる等級の区分に応じ、当該各号に定める運賃とする。
  - (1) 運賃の等級を2階級に区分する場合 下級の運賃
  - (2) 運賃の等級を3階級に区分する場合 下級の運賃
- 3 宿泊料と食料とを合算した額がこの表に定める宿泊料の上限額を超える場合の当該食料の額は、この表に定める食料の額（次項各号に掲げる施設を利用した場合にあっては、当該各号に定める額）から当該超える額を差し引いた後の額とする。
- 4 次の各号に掲げる施設を利用した場合の食料の額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 朝食が提供されない施設又は宿泊料に朝食代が含まれない施設  
600円
  - (2) 夕食が提供されない施設又は宿泊料に夕食代が含まれない施設  
1,000円

別表第4（第8条関係）

区 分	支給額
交通費	実費額
宿泊料（1夜につき）	15,000円を上限とした実費額
食料（1夜につき）	3,000円
旅行雑費	実費額

備考

- 1 交通費において、船舶を利用した場合の運賃の等級を2階級以上に区分する場合は、最下級の運賃（最下級を更に2階級以上に区分する場合は、同一階級内の最下級の運賃）とする。
- 2 交通費において、航空機を利用した場合の運賃に等級が設けられている場合は、次の各号に掲げる等級の区分に応じ、当該各号に定める運賃とする。
  - (1) 運賃の等級を2階級に区分する場合 下級の運賃
  - (2) 運賃の等級を3階級に区分する場合 下級の運賃